

令和 8 年度

事業概要

堺市立消費生活センター

目 次

1. センターの概要

(1) 設置目的	1
(2) 沿革	1
(3) 所在地及び施設内容	2
(4) 組織、事務分掌及び当初予算	2
(5) 企画調整（条例・規則・基本計画・審議会等）	4
(6) 国、他自治体及び関係団体との連携	7

2. 消費者行政関係

(1) 消費生活相談	
① 相談件数	9
② 契約当事者	10
③ 契約購入金額	10
④ 商品・サービス別相談件数	11
⑤ 販売購入形態別相談件数	12
⑥ 苦情処理状況	13
⑦ 堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議	13
(2) 消費者啓発	
① 講座、講演会等実施状況	14
② お買物・くらしの川柳事業	15
③ 啓発資料の作成・購入・貸出・配布	15
④ 情報コーナーの活用	16
⑤ 広報さかい掲載記事	17
⑥ 堺市特殊詐欺被害防止 電話パトロール	17
⑦ その他の啓発活動	18
(3) 地域・関係機関との連携	
① 関係機関との連携	19
② 福祉関係機関への情報提供	19
(4) その他の事業	
① くらしのサポーター制度	20
② 物価調査	21
③ 立入調査	22

3. 計量行政関係

(1) 事業概要	
① 体系図	23
② 事業実績	23
(2) 定期検査	
① 集合検査	24
② 所在場所検査	25
③ 定期検査に代わる計量士による検査	26
(3) 立入検査	
① 商品量目立入検査	27
② 苦情申し立てによる特定計量器の立入検査	28
(4) 普及啓発	
① 一日計量士	28
② 計量強調月間	28
③ くらしのサポーター量目調査結果	28
④ ホームページ等での情報発信	29
(5) 適正計量管理事業所	
① 名簿	30
(6) センター保有基準器及び検査設備等	
① 基準器	33
② 検査設備等	33

1. センターの概要

(1) 設置目的

高度情報通信社会の進展に伴う取引形態の複雑化・多様化やキャッシュレス決済の普及、高齢化の進行等、消費者を取り巻く社会環境の変化に伴い、インターネット関連のトラブルなど、様々な消費者問題が発生しています。

こうしたなか、国においては、平成 21 年 9 月に消費者庁を設立し、その後、国民の消費生活の安定及び向上、消費者市民社会の形成に向けて、平成 24 年 12 月に「消費者教育の推進に関する法律」、平成 25 年 4 月に「改正消費者安全法」、令和 4 年 6 月に「改正特定商取引法」の施行など、消費者行政の司令塔としてさまざまな取組を進めています。

また、本市では、市民の安全で安心な消費生活の実現をめざして、平成 22 年 4 月に「堺市消費生活条例」を施行し、平成 23 年度からの 5 年間を計画期間として、消費者施策の基本的方向と内容を明らかにした「堺市消費者基本計画」を策定しました。平成 28 年 2 月には「第 2 期堺市消費者基本計画」を策定、令和 3 年 5 月には「第 3 期堺市消費者基本計画」を策定し、消費を取り巻く社会状況の変化に対応しながら、消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。

現在は、令和 8 年 3 月に策定した「第 4 期堺市消費者基本計画」に基づき、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的として、4 つの基本目標の実現に向けた取組を実施しています。

基本目標 1 消費生活の安全・安心の確保

基本目標 2 消費者の自立支援

基本目標 3 消費者被害の救済

基本目標 4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応

(2) 沿革

① 消費生活関係

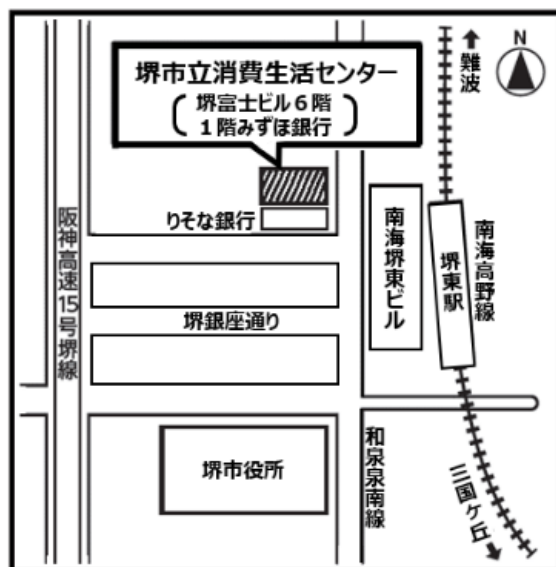
昭和 48 年 6 月 20 日	市民生活部消費経済課消費生活センター設置
昭和 52 年 7 月 20 日	市民部消費生活センター消費生活係
昭和 60 年 4 月 1 日	総務局市民部消費生活センター消費生活係
平成 12 年 4 月 1 日	市民環境局市民生活部消費生活センター（消費生活係廃止）
平成 15 年 4 月 1 日	市民人権局市民生活部消費生活センター

② 計量関係

昭和 47 年 4 月 1 日	経済部消費経済課計量係設置
昭和 48 年 1 月 29 日	政令第 7 号により特定市に指定
昭和 48 年 4 月 1 日	市民生活部消費経済課計量係
昭和 52 年 7 月 20 日	市民部消費生活センター計量係
昭和 60 年 4 月 1 日	総務局市民部消費生活センター計量係
平成 12 年 4 月 1 日	市民環境局市民生活部消費生活センター（計量係廃止）
平成 15 年 4 月 1 日	市民人権局市民生活部消費生活センター

(3) 所在地及び施設内容

名 称	堺市立消費生活センター
所 在 地	〒590-0076 堺市堺区北瓦町 2 丁 4 番 16 号 堺富士ビル 6 階
T E L	072 (221) 7146 (相談) 他 2 回線含め、計 3 回線 072 (221) 6538 (計量) 072 (221) 7908 (事務)
F A X	072 (221) 2796
電子メール	syoseise@city.sakai.lg.jp
開 所 時 間	平日 (月～金曜日) 午前 9 時～午後 5 時 15 分
相 談 時 間	〃 午前 9 時～午後 5 時
休 所 日	土・日曜・祝日・年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)
施設の規模	総面積 272.70 m ² (82.49 坪)



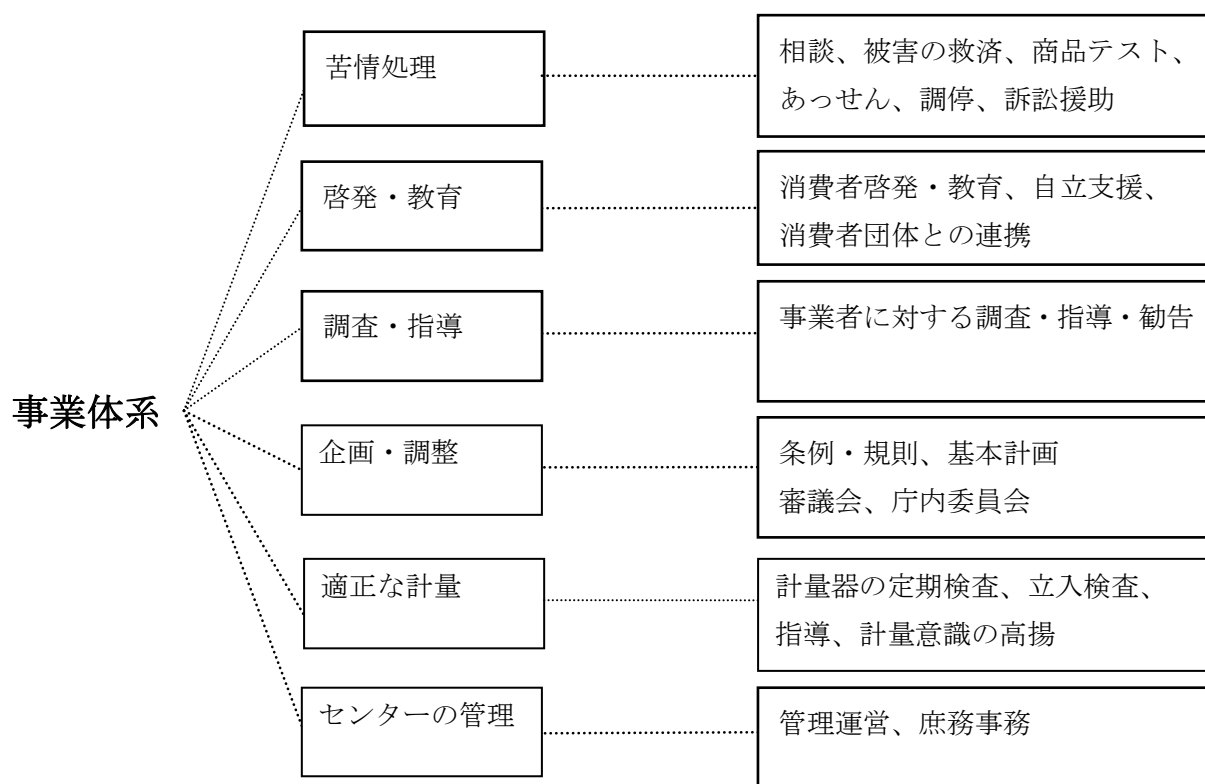
(4) 組織、事務分掌及び当初予算（令和 8 年 4 月 1 日現在）

① 組織 市民人権局 市民生活部

消費生活センター	所長	1 人	
	所長代理	1 人	
	主幹	1 人	
	主査	1 人	
	副主査	2 人	
	一般職員	1 人	
	暫定再任用常勤職員	1 人	
	会計年度任用職員	11 人	(消費生活相談員 有資格者)
	会計年度任用職員	1 人	(警察 OB)
	会計年度任用職員	1 人	(事務補助)
			計 21 人

② 事務分掌

- a 消費者行政の企画調整に関すること。
- b 消費生活に係る指導啓発に関すること。
- c 消費生活に係る実態調査及び資料の収集に関すること。
- d 消費生活に係る相談及び苦情の処理並びに商品テストに関すること。
- e 消費生活審議会に関すること。
- f 消費者団体の育成指導に関すること。
- g 計量器の定期検査に関すること。
- h 計量及び表示に係る立入検査並びにこれらの取締りに関すること。
- i 計量管理の指導に関すること。
- j 計量思想の普及に関すること。
- k その他消費者対策に関すること。



③ 当初予算（単位：千円）

事業	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
消費者対策	72,377	75,969	67,031	61,238
計量器検査	12,640	16,289	12,387	12,777
計	85,017	92,258	79,418	74,015

(5) 企画調整

① 堺市消費生活条例

複雑・多様化する消費者問題に的確・迅速に対応し、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的としています。

本条例では、消費者の権利を明らかにし、その権利の尊重と消費者の自立を支援することを基本として施策に取り組むことを定めています。

平成 21 年 12 月 25 日公布 平成 22 年 4 月 1 日施行

平成 24 年 12 月 14 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正施行（「訪問購入」等の取引に対応）

平成 28 年 3 月 25 日改正 平成 28 年 4 月 1 日改正施行

（消費者安全法の改正内容に対応 第 11 条の 2～6 を追加）

② 堺市消費生活条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日公布 平成 22 年 4 月 1 日施行

平成 23 年 8 月 30 日改正 同日改正施行

平成 25 年 3 月 15 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正施行

平成 26 年 9 月 25 日改正 同日改正施行

平成 28 年 3 月 25 日改正 平成 28 年 4 月 1 日改正施行（条例改正による規則第 2 条の修正）

③ 堺市消費者基本計画

堺市消費者基本計画は堺市消費生活条例第 9 条の規定に基づき、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後取り組むべき消費者施策の基本的な方針と施策の具体的内容を明らかにすることを目的に策定するものです。

第 1 期計画期間 平成 23 年度～27 年度（5 年間）

第 2 期計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度（ 〃 ）

第 3 期計画期間 令和 3 年度～令和 7 年度（ 〃 ）

第 4 期計画期間 令和 8 年度～令和 12 年度（ 〃 ）

第 4 期堺市消費者基本計画では、次の 4 つを基本目標として設定し、施策の具体化を図ります。

基本目標 1「消費生活の安全・安心の確保」

- (1) 危害等の防止
- (2) 表示等の適正化
- (3) 取引の適正化

基本目標 2「消費者の自立支援」

- (1) 各世代に応じた消費者教育の充実
- (2) 消費者団体への支援
- (3) 消費者意見の反映

基本目標 3「消費者被害の救済」

- (1) 消費者被害の拡大防止（苦情の処理）
- (2) あっせん、調停
- (3) 訴訟の援助

基本目標 4「経済社会の発展等に伴う環境変化への対応」

- (1) 高齢者・障害者関係機関や団体との連携強化
- (2) デジタル社会の急速な進展に伴う新たな課題への対応
- (3) 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の促進

④ 堺市消費生活審議会

平成 22 年 4 月 1 日の堺市消費生活条例の施行に伴い、市民の消費生活の安定及び向上に関する重要事項を調査・審議するため、堺市消費生活審議会が設置されました。

直近の 開催状況	開催日	主な議題
第 23 回	令和 7 年 8 月	・ 委員紹介 ・ 会長、副会長の選任 ・ 第3期 堺市消費者基本計画の総括 ・ 第4期 堺市消費者基本計画の諮問 ・ 第4期 堺市消費者基本計画 骨子案の審議
第 24 回	令和 7 年 11 月	・ 第4期 堺市消費者基本計画案の審議
第 25 回 (書面開催)	令和 8 年 2 月	・ 第4期 堺市消費者基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について ・ 第4期 堺市消費者基本計画 答申書（案）について

苦情処理委員会案件	内容	結果
平成 24 年度あっせん案件第 1 号 (平成 24 年 12 月 14 日付託)	祈とうカウンセリングサービスの代金返還に関するあっせん事案	あっせんによる合意解決 (第 1 回あっせん) 平成 25 年 1 月 7 日 ・ 申出者からの事情聴取 (期日間) ・ 相手方から上申書提出 ・ あっせん案の検討 (第 2 回あっせん) 平成 25 年 2 月 25 日 ・ 合意書の締結
平成 27 年度あっせん案件第 1 号 (平成 27 年 11 月 24 日付託)	学習教材の売買契約、販売会社側信販会社との個別信用契約のあっせん事案	あっせんによる合意解決 (第 1 回あっせん) 平成 27 年 12 月 25 日 ・ 申出者からの事情聴取 ・ 販売会社破産による管財人(弁護士)からの通知(破産手続き開始等の通知) ・ 信販会社の欠席に伴う電話による事情聴取 (結果) 信販会社からの和解案による合意解決 ただし、委員から解決内容に不本意である部分があり、結果報告書にて詳細記述あり。

平成 29 年度あっせん案件第 1 号 (平成 30 年 2 月付託)	FX のコンサルティング委託契約の解約返金に関するあっせん事案	平成 31 年 3 月 出席要請のプロセスにおいて、一部返金の意思表示があり相談者側が同意したことにより事案解決済み。
--	---------------------------------	--

⑤ 堺市消費者行政庁内委員会

本市における消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進するため、堺市消費者行政庁内委員会を平成 21 年 6 月 1 日に設置しました。消費生活条例に基づく施策の推進に関する事項、消費生活に係る消費者の利益の擁護及び増進の推進に関し、関係課と必要な事項を協議し、調整します。

(委員) 市民生活部長、消費生活センター所長、区政推進課長、環境共生課長、長寿支援課長、障害施策推進課長、食品衛生課長、幼保運営課長、地域産業創造課長、農水産課長、建築都市総務課長、上下水道局事業サービス課長、教育委員会教育課程課長

(開催数) 平成 22 年度 2 回、平成 24 年度 1 回、平成 27 年度 2 回

(6) 国、他自治体及び関係団体との連携

近年の消費者問題は、多様化、高度化、広域化の傾向にあり、また、電子商取引の拡大やそれに伴った消費者トラブルの複雑化など、各自治体単独での十分な対応が困難な場合も多くなっています。

広く都市間に共通する問題を協議検討し、相互に効果的施策を実施できるよう、国及び他自治体との連携を深めています。

【令和7年度 会議開催状況】

① 消費者行政関係

R7. 4. 22	オンライン参加	都道府県等消費者行政担当課長会議
R7. 5. 30	オンライン参加	全国消費生活センター所長会議
R7. 6. 9	オンライン参加	大都市消費者行政担当部課長連絡会議
R7. 6. 10	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議（第132回）
R7. 6. 12	オンライン参加	大阪府消費生活行政に関する情報交換会
R7. 8. 6	オンライン参加	近畿電気通信消費者支援連絡会（第34回）
R7. 9. 9	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議（第133回）
R7. 9. 25	オンライン参加	大阪府内消費生活センター連絡会議（管理部会）
R7. 10. 1 ～10. 22	文書会議	近畿ブロック消費生活センター連絡会議（普及啓発部会）
R7. 10. 29	オンライン参加	消費者行政ブロック会議 近畿ブロック消費生活センター所長会議
R7. 11. 28 ～12. 19	文書会議	近畿ブロック消費生活センター連絡会議（相談部会）
R7. 12. 2	オンライン参加	PIO-NET 運営連絡会議
R7. 12. 9	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議（第134回）
R8. 2. 6	オンライン参加	近畿電気通信消費者支援連絡会（第35回）
R8. 2. 18	オンライン参加	大阪府内消費生活センター連絡会議（相談部会）
R8. 2. 20	オンライン参加	消費者教育コーディネーター会議
R8. 3. 10	オンライン参加	近畿相談担当者連絡会議（第135回）

② その他団体関係

年間 11 回 (8 月除く)		大阪弁護士会との大阪府共同事例研究会
R7. 11. 12		生命保険協会意見交換会

③ 計量行政関係

R7. 4. 25		大阪府・特定市計量行政協議会会議
R7. 7. 11		全国特定市計量行政協議会関西地区会議
R7. 8. 27 ～9. 29	文書会議	大阪府・特定市計量行政協議会実務担当者会議
R8. 2. 5		全国特定市計量行政協議会全国会議
R8. 2. 18	オンライン参加	全国計量行政会議

④ 計量団体関係

・ R7. 6. 23 ・ R7. 11. 6		郊外百貨店部会
----------------------------	--	---------

2. 消費者行政関係

(1) 消費生活相談

商品やサービスの契約トラブル（特に訪問販売や電話勧誘販売、通信販売事業者とのトラブル）や、製品事故や安全性を欠く製品被害などについて、消費者からの苦情や相談を受け、助言やあっせんによる解決を行っています。

① 相談件数

- ・令和7年度に消費生活センターに寄せられた相談総数は6,749件で、前年度より354件の増加となりました。
- ・相談件数は苦情相談が6,333件（約93.8%）、問合せ相談等が416件（約6.2%）ありました。
- ・相談方法別件数は来訪が689件、電話が5,998件、文書が62件で、電話が約88.9%を占めました。

過去5年間の相談件数

※はコロナ感染症関連相談の件数（内数）

年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 3年度
全件数	6,749	6,395	6,274	6,538 ※175	6,715 ※758
（苦情件数）	6,333	5,871	5,775	5,931 ※158	5,925 ※473
（問合せ件数等）	416	524	499	607 ※17	790 ※285

② 契約当事者

- ・契約当事者の性別は、不明分を除き、男性 2,665 件（約 39.5%）、女性は 3,894 件（約 57.7%）でした。
- ・60 歳代、70 歳以上の相談件数では、全体に占める割合がそれぞれ約 16.2%、約 25.9%で、これらの年代は合わせて約 42.1%となっています。

契約当事者の年代別相談件数

年齢別	件 数			
	令和 7 年度	構成比率	令和 6 年度	構成比率
20 歳未満	57	0.9 %	138	2.4 %
20 歳代	505	8.1 %	488	8.6 %
30 歳代	568	9.2 %	415	7.3 %
40 歳代	831	13.4 %	700	12.3 %
50 歳代	1,404	22.6 %	1,061	18.6 %
60 歳代	1,091	17.6 %	1,014	17.8 %
70 歳以上	1,751	28.2 %	1,878	33.0 %
計	6,207	100 %	5,694	100 %
その他・不明	542		701	
計	6,749		6,395	

③ 契約購入金額

- ・契約購入金額別の相談件数は、50 万円未満までの契約に関する相談件数が大半ですが、1 千万を超える高額な商品・サービスに係る相談件数も多数発生しました。

契約購入金額別相談件数

※契約購入金額の不明な事案や契約購入に至っていない事案は表に記載していない。

契約・購入金額	件 数		
	令和 7 年度	令和 6 年度	増減数
1 万円未満	876	809	67
1 万円以上～5 万円未満	823	721	102
5 万円以上～10 万円未満	236	263	△27
10 万円以上～50 万円未満	549	603	△54
50 万円以上～100 万円未満	166	160	6
100 万円以上～500 万円未満	241	214	27
500 万円以上～1 千万円未満	37	30	7
1 千万円以上～5 千万円未満	49	42	7
5 千万円以上～1 億円未満	2	4	△2
1 億円以上	2	2	0

④ 商品・サービス別相談件数

健康食品に関する相談は減少したものの、不審なメールや架空請求に関する相談、携帯電話に関する相談等が増加しています。

商品・サービス別の相談件数

順位	商品・役務	件 数		主な相談内容
		7 年度	6 年度 (順位)	
1	商品一般	709	(1) 626	大手通信会社やネット通販会社、国の機関等をかたった請求メールに関する相談、身に覚えのないクレジットカードの利用請求や口座からの引落しに関する相談など商品特定できない相談
2	役務その他	435	(2) 438	パソコンの偽ウイルス対策などに関するトラブル相談
3	レンタル・リース・貸借	366	(3) 340	解約退去時の敷金返還や修繕費用に関する相談など
4	化粧品	267	(5) 275	定期購入と思わずに結んだ契約の解約相談、商品使用後の体調トラブルやその後の解約についての相談など
5	健康食品	262	(4) 293	申し込んだ覚えのない健康食品の送り付けに関する相談、健康食品摂取後の体調不良に関する相談など
6	移動通信サービス	233	(7) 193	携帯電話の契約内容や携帯電話機本体の不具合に係るトラブルに関する相談など
7	工事・建築・加工	191	(6) 208	修繕工事やリフォーム工事に係る高額請求や解約に関する相談など
8	他の金融関連サービス	164	(9) 145	消費者金融・クレジットカード会社からのローン（借金）の整理など
9	医療	156	(10) 142	通い放題コースなどでの中途解約・精算に関する相談、倒産した事業者の返金に関する相談など
10	他の教養・娯楽	138	(8) 157	出会い系サイトやオンラインゲームへの課金などの相談

※上記の商品・役務の名称は、全国の消費生活センター等で使用している「全国消費生活情報ネットワーク」による登録商品名である。

⑤ 販売購入形態別相談件数

- ・販売購入形態別相談件数では、通信販売に関する相談が 2,414 件で最も多く、続いて店舗購入に関する相談が 1,544 件、訪問販売が 526 件となっています。
- ・無店舗販売に係る相談を年代別で見ると、いずれの年代も通信販売がそれぞれ最も多く、70 歳以上の年代では他の年代に比べて訪問販売や電話勧誘販売の件数が特に多くなっています。

販売購入形態別相談件数

販売購入形態		件 数			前年度比
		令和 7 年度	令和 6 年度	増減数	
店舗購入		1,544	1,421	123	108.7
無店舗販売	訪問販売	526	615	△89	85.5
	通信販売	2,414	2,261	153	106.8
	マルチ・マルチまがい取引	25	36	△11	69.4
	電話勧誘販売	434	365	69	118.9
	初タイプ・オプション	8	10	△2	80.0
	訪問購入	53	62	△9	85.5
	その他無店舗販売	78	100	△22	78.0
不明・無関係		1,667	1,525	142	109.3

無店舗販売に係る相談の年代別件数

販売購入形態	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
訪問販売	4	47	43	51	112	70	151	48
通信販売	33	164	177	327	536	491	567	119
マルチ・マルチまがい取引	0	3	4	7	2	4	3	2
電話勧誘販売	4	42	41	50	73	56	116	52
初タイプ・オプション	0	0	0	1	2	2	3	0
訪問購入	0	1	2	7	14	6	17	6
その他無店舗販売	0	6	10	10	17	11	17	7

⑥ 苦情処理状況

センターに寄せられる相談のうち、消費者と事業者の交渉が円滑に行われるようにセンターが間に入る「あっせん」の苦情処理状況は次のとおりです。

年 度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
あっせん件数	1,052	1,082	1,061	1,152
解 決	959	999	966	1,051
不 調	93	83	95	101
あっせん解決率	91.2%	92.3%	91.0%	91.2%

※「あっせん」とは、単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立ち解決策を提示することなどにより解決することを表す。

※表の数値は、苦情件数のみ（問合せや要望件数を含めない）。

⑦ 堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議

堺市民の安全安心なくらしの実現をめざし、消費者トラブルなどの相談に的確に対応するため警察署と消費生活センターの連携強化を図ることを目的として、平成 18 年度から開催しています。

開催日	会議内容	開催場所
令和 7 年 12 月 2 日	・自動通話録音機無償貸与事業について報告（市民協働課、消費生活センター） ・訪問購入や悪質事業者による高額請求トラブル等の事案についての情報共有と対策の検討 ・「消費者安全確保地域協議会」について説明と依頼	堺市役所 本館 地下会議室

(2) 消費者啓発

消費者を取り巻く消費生活環境は大きく変化しており、消費者が自立した主体として、自ら必要な知識や情報を修得・収集し、自主的かつ合理的に行動することが求められています。

このため、市民への啓発・教育や有益な情報を提供するための事業を実施しています。

① 講座、講演会等実施状況

・ 出前講座「知って得する！消費者トラブル豆知識」 計 23 回

開催日	講師	団体名	受講者(人)
R7. 5. 1	消費生活センター職員	浜寺東ボランティアグループ あじさい	51
R7. 5. 13	堺市消費者啓発員	野代ひまわり	27
R7. 6. 10	堺市消費者啓発員	福泉校区原田福祉部会	17
R6. 6. 25	堺市消費者啓発員	美原基幹型包括支援センター	15
R7. 7. 17	堺市消費者啓発員	S・B ケアサポート	13
R7. 7. 18	堺市消費者啓発員	社会福祉法人 関西福祉会	25
R7. 8. 6	堺市消費者啓発員	高倉台西校区福祉委員会	20
R7. 8. 28	消費生活センター職員	西区障害者自立支援協議会	39
R7. 9. 6	堺市消費者啓発員	家原寺校区福祉委員会	20
R7. 9. 22	堺市消費者啓発員	中百舌鳥校区民生委員児童委員会	13
R7. 10. 15	堺市消費者啓発員	三原台いきいきサロン	13
R7. 10. 21	消費生活センター職員	湊校区福祉委員会	30
R7. 11. 11	堺市消費者啓発員	少林寺校区福祉委員会	30
R7. 11. 12	堺市消費者啓発員	錦校区福祉委員会	44
R7. 11. 15	堺市消費者啓発員	エバーグリーン金岡	20
R7. 11. 18	堺市消費者啓発員	東第1地区包括支援センター	23
R7. 11. 26	堺市消費者啓発員	リトハウス中百舌鳥	10
R7. 12. 17	堺市消費生活相談員	堺市淡交会	10
R8. 2. 7	堺市消費者啓発員	和楽会	18
R8. 2. 17	堺市消費者啓発員	桃山台校区福祉委員会	17
R8. 2. 28	堺市消費者啓発員	日置荘校区自治連合会	92
R8. 3. 10	堺市消費者啓発員	三国ヶ丘校区福祉委員会	25
R8. 3. 27	堺市消費生活相談員	地域活動支援センター くらすメイト	11

② お買物・くらしの川柳事業（平成 28 年度スタート）

消費者トラブルや特殊詐欺の被害防止に関する注意を呼びかけるものや、くらしの中でのお買物・サービスにまつわるエピソード・トラブル体験をテーマにした「お買物・くらしの川柳」を募集し、応募のあった 3,243 作品の中から、6 句の優秀作品を選出。入賞者には賞状を贈呈し、入賞作品は当センターの発行物への掲載利用や作品展示などに活用しています。

令和 7 年度 最優秀賞 『良い話 きっとどうでも いい話』
優秀賞 『闇バイト 気付いた時には 闇の中』
優秀賞 『誰が読む！ 長くて小さい 契約書』
佳作 『「初回無料」 ただより怖い ものはない』
佳作 『しわ取りの クリーム効いたら 皆 20 才（はたち）』
佳作 『ありません 楽しんで儲かる 仕事など』

※投票総数：3,183 件

③ 啓発資料の作成・購入・貸出・配布

a 「くらしの情報 SAKAI」 Vol. 36 A5 版 41 頁

消費生活における代表的なトラブル事例や、クーリング・オフの説明、消費者関連法規の改正など、最近の消費者行政の動き等を掲載した啓発冊子。

出前講座をはじめ啓発機会をとらえて広く市民に配布しました。



b 教材用 DVD 購入・貸出・配付

市立高等学校における家庭科の授業用教材として、DVD 教材を購入し配付しました。

・「消費生活とトラブル防止【改訂版】」

現代社会において生徒自身が“自立した”“賢い”消費者として行動するための必要な知識や考え方について具体的に学ぶもの。

（インターネット通販をめぐるトラブル、クレジットカード利用による多重債務問題、様々な悪質商法、消費者トラブルにあった場合の対処方法）

・「しくみ LAB DVD 版 お金編」

キャラクターによる解説とアニメーションを通して、クレジットカードやリボ払い、電子マネーといった現代の決済の仕組みを分かりやすく学ぶもの。

c デジタル教材・配付

若年層から消費生活について関心を高め、自立した消費者の育成を図るため、中学校の家庭科の授業等で活用できる消費者教育用教材を市立中学校に配付しました。

・「中学生のかしこい消費生活 GO! GO!」

中学生も消費者であり日々契約をしていることやお金の管理に関すること、若者がトラブルにあいやすいネットトラブルなどの事例をもとに、注意すべきポイントを解説したもの。

d 冊子購入・配付

幼児期から消費者力を身に付けるため、小学校入学前の5歳児の保護者を対象に市立各園へ冊子を配付しました。

・「スマホを使うときはこんなことに注意しよう!」

・「インターネット正しく知って正しく使おう」

スマートフォンでのトラブル事例と気を付けるポイントや対策をもとに、スマートフォンを正しく安全に使うために、守らなくてはならないルールやマナーをこどもと大人と一緒に学ぶもの。

④ 情報コーナーの活用

センターの情報コーナーでは、消費生活に関する行政資料、図書、雑誌の閲覧、暮らしに役立つ情報や悪質商法に関するチラシの配架やポスターの掲示等を行っています。また、図書やビデオ、DVDの貸出を行っています。

区役所の市政情報コーナーや公民館でも、チラシ、パンフレットの配架を行っています。

⑤ 広報さかい掲載記事

センターに寄せられる苦情相談や全国的な消費者被害の傾向をもとに、被害事例を紹介し、未然防止のためのアドバイスを掲載。また、消費生活センターの啓発事業を案内しています。

月	主な掲載内容
4月号	・相談事例「チケット転売トラブルにご注意を」
5月号	・相談事例「電気やガスの契約変更は慎重に」
6月号	・相談事例「出張買い取り（訪問購入）業者への対応は慎重に」
7月号	・相談事例「オンラインゲームの高額な課金に注意」
8月号	・相談事例「くらしのレスキューサービスとの料金トラブルに注意」
9月号	・相談事例「美容医療を受ける際は慎重に」
10月号	・相談事例「ウォーターサーバーは契約前にきちんと確認を」
11月号	・相談事例「SNS を利用した詐欺被害に注意」 ・あなたが選ぶ お買物・くらしの川柳
12月号	・相談事例「リチウムイオン電池の発火事故が多発」 ・堺発！安全安心うまいもの市
1月号	・相談事例「通信販売の定期購入にまつわるトラブルに注意」
2月号	・相談事例「電子渡航証明書（ESTA など）の代行申請トラブルに注意」 ・お買物・くらしの川柳 入賞作品が決定 ・「くらしの情報 SAKAI」を発行
3月号	・相談事例「ネット通販で個人情報を伝える時は慎重に」

⑥ 堺市特殊詐欺被害防止 電話パトロール

急増する特殊詐欺（還付金詐欺など）から市民の財産を守るため、市内警察署と連携して、堺市特殊詐欺被害防止電話パトロール（以下、「電話パトロール」という。）を平成 29 年 2 月 1 日から実施しています。（架電による注意喚起）

a 実施方法

これまで消費生活センターへ相談された市民に対して、消費生活センター職員が電話を架け、特殊詐欺の現状を説明し被害にあわないよう防止方法について伝達します。

なお、被害を受けているとわかった場合は、ご本人に、お住まいを管轄する各警察署生活安全課防犯係へ通報するよう促します。

b 対象者

これまで消費生活センターに相談された市民

c 電話で通知される発信者番号 072-221-7146

⑦ その他の啓発活動

開催日	事業名	内容[開催場所]
R7. 5. 9～ 5. 16	消費者月間啓発パネル展	テーマ「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」 [堺市役所本館エントランスホール]
R7. 5. 11	東区民まつり啓発活動	くらしのサポーターとの協働による 啓発チラシ・グッズの配布
R7. 11. 1	北区交流まつり啓発活動	
R7. 11. 2	みはら区民まつり啓発活動	
R7. 11. 16	堺区ふれあいまつり啓発活動	

※消費者月間とは

昭和 43 年 5 月 30 日に、消費者利益の擁護を図ることを目的として「消費者保護基本法（現在の消費者基本法）」が制定された。その後昭和 53 年に、経済企画庁（現在の内閣府）が、この日に同法が制定されたことにちなんで、毎年 5 月 30 日は「消費者の日」とした。さらに昭和 63 年に同法制定 20 周年を記念し、5 月は「消費者月間」とした。現在では、消費者月間には消費者庁の統一テーマを PR し、全国で消費生活に関する各種行事が実施されている。

(3) 地域・関係機関との連携

高齢化等を背景として、消費者被害に遭う可能性の高い「見守りを必要とする方」が増加している中、地域での見守り活動を通じて消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要となっています。

また、消費者の多様化・デジタル化等を背景に、消費者の自立支援を目的とし、幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な消費者教育・啓発を学校・地域社会・家庭・職域が連携・協働して実施することが求められています。

このため、市内の地域組織や福祉関係機関、教育機関等と消費者被害予防・相談・解決に向け連携を図っています。

① 関係機関との連携（会議等への参加）

開催日	会議名／テーマ	対象機関
R7. 4. 24	北区高齢者関係者会議／消費生活センターPR・事例紹介	高齢
R7. 7. 18	北区高齢者あんしんネットワーク会議／講義	高齢
R7. 7. 28	女性相談員研修会／消費生活センターPR・事例紹介	福祉
R7. 8. 13	南区障害者自立支援協議会・南区ケアマネジャー支援部会／講義	障害・高齢
R7. 8. 30	市立上神谷子ども園保護者会／消費生活センターPR・事例紹介	教育
R7. 9. 7	市立錦西子ども園保護者会／消費生活センターPR・事例紹介	教育
R8. 1. 14	堺市高齢者支援ネットワーク会議／消費生活センターPR・事例紹介	高齢

② 福祉関係機関への情報提供（消費生活センター定期便の発行）

発行日	主なテーマ
R7. 5	消費者月間 PR／戸籍フリガナの届け出に関する詐欺
R7. 6	警察を装った詐欺電話が急増／「さかい」運動で特殊詐欺の被害を防ごう
R7. 7	「振りコメ（米）詐欺」に注意
R7. 8	お買物・くらしの川柳募集 PR／悪質通販サイトを巡るトラブル
R7. 9	防災月間 PR／SNS 型ロマンス詐欺 手口が多様化
R7. 10	国民生活センターをかたる詐欺が横行
R7. 11	計量月間 PR／ふるさと納税の偽サイトに注意
R7. 12	「くらしの情報 SAKAI」刊行 PR／意図せぬりぼ払いに注意
R8. 1	SNS で勧誘される詐欺的な暗号資産の投資話
R8. 2	ネットの旅行予約 契約内容は自身でよく確認を
R8. 3	フリマサービスのトラブルに注意
特別号	スマホ教室 PR／スマホのトラブルに注意
臨時号（夏）	「葬儀サービスのトラブル」気を付けるポイント
臨時号（秋）	自動音声による電話詐欺（2 時間後に電話が使えない）
臨時号（冬）	消費者庁をかたる電話詐欺に注意

(4) その他の事業

① くらしのサポーター制度

消費生活に関する実態調査、市民の意見の把握等を組織的かつ継続的に実施し、それらを積極的に市政に反映させ消費者に対する啓発活動を市民と協働で推進することにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、くらしのサポーター（以下、「サポーター」という。）を置いています。

a 人数

本市の区域内に居住する 20 歳以上の者 60 人以内

b 依頼期間

サポーターへの依頼期間は、依頼の日から当該年度の 3 月 31 日まで

c 業務内容

○日常生活における商品及び役務の価格、量目等についての調査結果を随時報告すること
（物価調査及び報告）

- ・年間 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）、23 品目を調査
（ただし、灯油は 11 月、2 月での調査とする）

- ・調査日 対象月の 1 日

- ・調査対象店舗 サポーターが居住する校区内の一般小売店舗（スーパー含む）

- ・調査方法

23 品目の消費税を含んだ価格を調査し、調査結果を実施月の 10 日までに消費生活センターへ報告する。

- ・調査結果 P21「生活関連物資物価調査結果」を参照

○商品量目調査および報告

内容量が表記されている商品の内容量が表記どおりであるかの調査を行うこと

- ・調査日 11 月 26 日

- ・調査方法

くらしのサポーターが持参した商品（3 品程度）の総量（皆掛量）を計量し、開封して風袋量を計量する。総量から風袋量を減じた実量と内容量を比較する。

- ・調査結果 P28～29「くらしのサポーター量目調査結果」を参照

○市が行う啓発活動等に参加すること

- ・P18「その他の啓発活動」を参照

② 物価調査

生活関連物資物価調査結果

堺市の主要品目の価格の動き（令和 7 年度）

（単位 ： 円）

品目 規格容量 実施時期		平均価格			
		5 月	8 月	11 月	2 月
砂糖	上白糖 1 kg	260	261	257	261
食用油	1 kg	375	380	413	397
マヨネーズ	350g	300	305	327	317
マーガリン	350g	286	283	285	279
小麦粉	薄力粉 1 kg	313	308	310	316
しょう油	1ℓ	279	275	337	267
食パン	角型 1 斤	188	183	186	192
牛乳	1ℓ	249	258	264	265
牛肉	国産ロース肉（薄切り）100g	724	717	803	770
豚肉	国産ロース肉（薄切り）100g	265	274	281	269
鶏肉	国産もも肉（骨なし）100g	148	153	148	151
鶏卵	10 個入 1 パック	282	297	290	304
キャベツ	1 玉	280	186	195	192
ほうれん草	1 束	164	230	204	161
大根	1 本	252	204	233	176
きゅうり	1 本	61	71	83	76
米	国内産精米コシヒカリ 5 kg	4,998	4,897	5,133	5,067
洗濯用洗剤	液体洗剤（本体）1 本	475	500	481	519
台所用洗剤	中性洗剤（本体）1 本	195	177	198	179
ティッシュペーパー	5 箱	381	395	384	385
トイレットペーパー	12 ロール（シングル）	501	497	545	541
ガソリン	1ℓ	179	169	168	149
灯油	18ℓ	—	—	2,052	2,067

※堺市全域のバランスを図りながらくらしのサポーター（60 人）を設け、市民の消費生活に大きな影響を与える「物価」の動向調査を行っています。

※調査結果は、ホームページにも掲載しています。

③ 立入調査

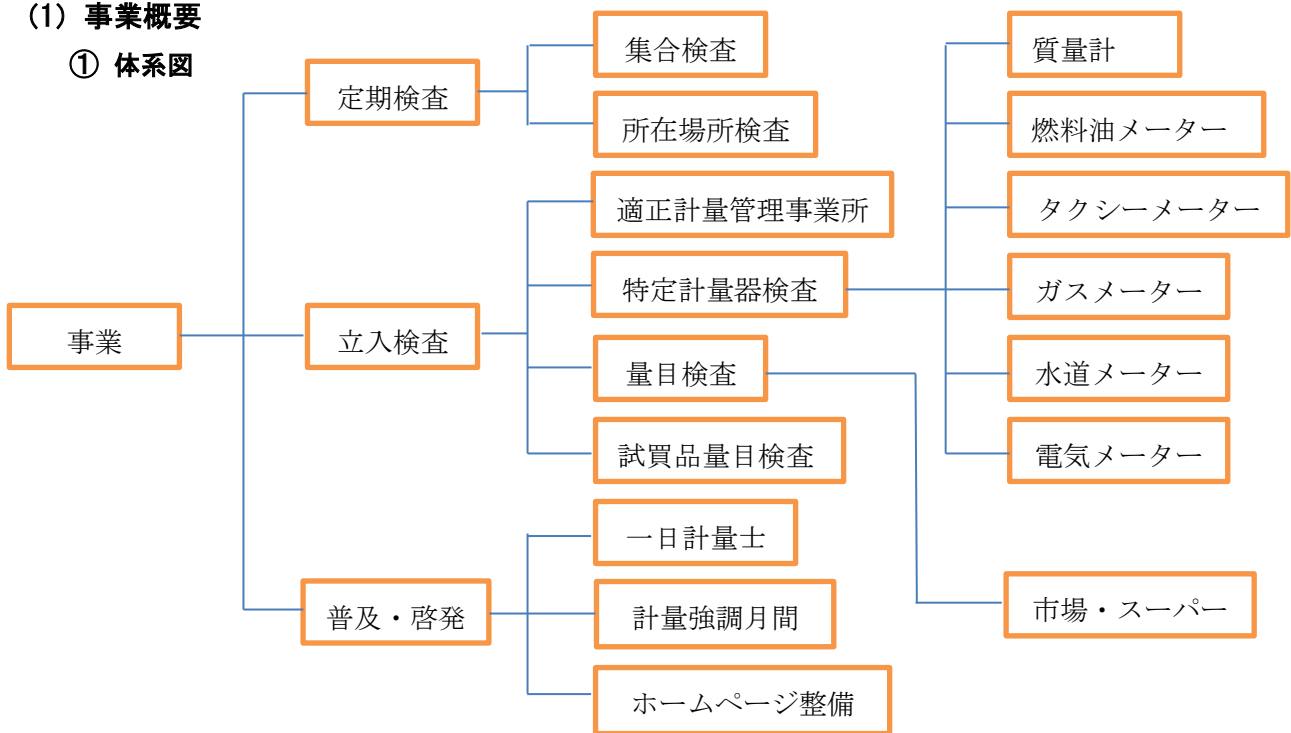
大阪版地方分権の推進により、平成 10 年度から大阪府より移譲され、第 2 次一括法改正により、平成 24 年度から自治事務化となり以下の立入検査等を実施しました。

事業名	根拠法令	令和 7 年度			令和 6 年度		
		立入 店舗数	調 査 件 数	違 反 件 数	立入 店舗数	調 査 件 数	違 反 件 数
家庭用品の品質 表示に係る指 示・調査事務	家庭用品品質表示法	12	11,378	0	11	15,233	0
特定の消費生活 用製品の危害防 止に係る調査事 務	消費生活用製品安全法	立入 店舗数	検 査 機種数	違 反 機種数	立入 店舗数	検 査 機種数	違 反 機種数
		4	8	0	7	19	0
ガス用品販売事 業場の立入検査	ガス事業法	0	0	0	4	8	0
電気用品規格の 立入検査	電気用品安全法	10	84	0	8	113	0
液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 係る調査事務	液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律	0	0	0	1	2	0

3. 計量行政関係

(1) 事業概要

① 体系図



② 事業実績（実施月）

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
計量器 検査	集合検査							*	*					偶数年度に実施
	所在場所検査							*	*	*	*			奇数年度に実施
	事前調査	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	計量器立入検査	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
監視・ 取締り	適正計量管理 事業所指導	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	量目検査				*					*				
	計量器・量目表記 監視取締り	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	試買品検査					*				*				
普及・ 啓発	一日計量士								*					11/1 計量記念日
	計量強調月間								*					
	ホームページ整備	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

(2) 定期検査（計量法）

取引や証明で計量器を使用する事業者は、計量器を定期（2年に1回）に、都道府県知事や特定市町村長が行う検査（計量器の構造、精度や能力のチェック）を受けなければなりません。

事業者は、器差など不合格と判定された計量器を使用することはできません。

① 集合検査（偶数年度に実施）

学校等を検査会場とし、事業者が持参した計量器を検査します。

検査期間及び受検戸数

年度	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 4 年度	令和 6 年度
期間	10/2～11/18	10/2～11/18	10/3～11/27	10/1～11/6
日数	27	26	26	25
受検戸数	575	585	598	748

器種別検査実績

年度	平成 30 年度		令和 2 年度		令和 4 年度		令和 6 年度	
種類	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿	13		11		11		8	
不比等皿	11		12		7		5	
不比等台	29		26		27		24	
その他の手動はかり							0	
ばね式はかり	302	3	263	1	238	1	320	1
光電式はかり	1				※ 788	※ 17	※ 871	※ 16
電気抵抗線式	495	20	451	12				
誘電式はかり	110		135					
電磁式はかり	95	1	119	1				
その他電気式								
手動指示併用はかり	33		28		21	1	13	0
その他の指示はかり							17	0
小計	1,089	24	1,045	14	1,092	19	1,258	17
分銅	280		235		200		130	0
定量おもり							0	0
定量増おもり	200		190		170		145	0
小計	480	0	425	0	370	0	275	0
合計	1,569	24	1,470	14	1,462	19	1,533	17

※電気式はかりとして統合

② 所在場所検査（奇数年度に実施）

トラックスケール等の据え付け型の計量器、設置環境の精度が求められて運搬が困難な計量器など、持ち運びできない計量器を現地で検査します。

検査期間及び受検戸数

年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度	令和7年度
期間	10/16～2/26	10/7～2/16	10/5～1/24	10/1～1/28
日数	26	35	31	35
受検戸数	55	56	63	62

器種別検査実績

年度 種類	令和元年度		令和3年度		令和5年度		令和7年度	
	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿								
不比等皿								
不比等台		11			9		10	0
その他の手動はかり	15							
ばね式はかり	5	3			4		5	0
光電式はかり					※ 179	※ 5	※ 176	※ 3
電気抵抗線式	113	158	4	1				
誘電式はかり	2	2						
電磁式はかり	10	6						
その他電気式								
手動指示併用はかり								
その他の指示はかり	1	1					1	1
小計	146	181	4	1	192	5	192	4
分銅							0	0
定量おもり							0	0
定量増おもり	55	46			36		40	0
小計	55	46			36		40	0
合計	201	227	4	1	228	5	232	4

※電気式はかりとして統合

③ 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）

自治体が実施する定期検査を受ける代わりに、民間の計量士が計量器の精度確認をする検査方法のことをいいます。

代検査実施状況（堺市への届出計量士 56 人）

年度	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
受検戸数	229		216		225		237	
種類	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
天びん								
棒はかり								
等比皿	2		1		2		1	
不比等皿								
不比等台								
その他の手動はかり	33		18		14		9	
ばね式はかり	177		74		133	2	69	
光電式はかり								
電気抵抗線式	1,328	8	1,026	5	1,164	6	1,183	4
誘電式はかり	51		25		60	1	23	
電磁式はかり	77		42		50		33	
その他電気式								
手動指示併用はかり	25		2		0		2	1
その他の指示はかり					3			
小計	1,693	8	1,188		1,426	9	1,320	5
分銅	10		21		10		21	
定量おもり								
定量増おもり	124	1	97	0	75	3	34	
小計	134	1	118		85	3	55	0
合計	1,827	9	1,306	5	1,511	12	1,375	5

(3) 立入検査

スーパーや販売店等の事業所で使用する計量器の使用方法や、販売している商品の量目、またその表示について不適正がないか、現地にて抜き打ち検査を実施しています。

① 商品量目立入検査

a 全国一斉商品量目商品量目立入検査

	立入店舗数	実働日数	延べ人数	実施期間
中元期	18	9 日間	18 人	令和 7 年 7 月 1 日～7 月 14 日
歳末期	19	10 日間	20 人	令和 7 年 12 月 1 日～12 月 15 日
計	37	29 日間	38 人	

【検査結果】

年度	検査戸数	不適正戸数	検査件数	不適正件数		不適正率 (%)	
				超過	不足	超過	不足
元	303 (59)	18 (5)	3, 313	2	45	0. 1	1. 4
2	—	—	—	—	—	—	—
3	103 (20)	0 (0)	1, 107	0	5	0	0. 5
4	170 (38)	2 (2)	2, 009	2	3	0. 1	0. 1
5	186 (39)	4 (3)	2, 063	0	8	0	0. 4
6	171 (36)	4 (4)	1, 741	3	7	0. 2	0. 4
7	173 (37)	6 (5)	1, 680	0	12	0	0. 7

※()内の数字は実数

b 内容量表記商品試買検査

量目実態の把握が困難な内容量表記商品について、事業所内で同一商品 3 個から 5 個の皆掛量(総量)の計量を行い、最も皆掛量の軽い商品 1 点を購入して風袋量と内容量を検査しています。

実施期間 令和 7 年 8 月 8 日、令和 7 年 12 月 19 日

実働 2 日間 延人数 5 人

検査場所 消費生活センター会議室

商品数及び購入金額 32 品目 (159 個) を計量、購入金額 9, 932 円

【検査成績】

検査戸数	検査個数	不適正件数		不適正率	
		超過	不足	超過	不足
2	159	9	0	5. 7%	0. 0%

② 苦情申し立てによる特定計量器の立入検査

市民から計量器のトラブルについての苦情を受け付けした場合に、現地へ行き立入検査を実施します。

器種	検査日	検査場所	検査結果
水道メーター	平成 26 年 9 月 17 日	大阪府計量検定所	合格
燃料油メーター (灯油用)	平成 27 年 1 月 20 日	苦情のあった特定計量器 の設置場所	合格
子メーター (電気・水道)	令和 2 年 3 月 11 日	苦情のあった特定計量器 の設置場所	有効期限切れ 取替指示

※平成 26 年度 大阪府計量検定所検定課（検定第二）の協力を得て実施しました

※平成 27～30 年度 実績なし

※令和 2～7 年度 実績なし

(4) 普及啓発

一般消費者に対する計量思想の啓発、日常生活における計量意識の普及、高揚を促進するため、次のことを行っています。

① 一日計量士

11 月 1 日（計量記念日）の行事として、消費者団体の代表者などの消費者が計量士の役割を体験し、商品の量目及び表記等の検査をする必要性を P R しています。

なお、実施店内において消費者向けパンフレット「計量のしおり」を配布しています。

実施日 令和 7 年 11 月 7 日

場 所 高島屋 泉北店

② 計量強調月間

11 月に計量強調月間行事として、市役所及び区役所にて計量のポスター掲示やデジタルサイネージ等を利用した情報発信を行っています。

③ ぐらしのサポーター量目調査結果

ぐらしのサポーターの試買した商品を、その風袋を除いて内容量を面前で計量し、量目表示の適正について調査をしています。

風袋（ふうたい）：販売されるパック商品のトレーやラップなどの包装、ワサビやタレなどの薬味、添え物等のことで、商品の内容量には含まれません。

調査日 令和 7 年 11 月 26 日（参加者 38 人）

商品の分類		総重量 (g)	総金額 (円)	調査 件数	検査成績					
大 分 類	中分類				10%（正確計量 基準）以上の超 過の件数		適正計量の件数 （量目公差内の 商品を含む）		量目公差を超え た不足の件数	
					件数	%	件数	%	件数	%
食 肉 類	1 食肉	0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2 食肉加工品	1,141	2,365	8	3	37.5	5	62.5	0	0.0
魚 介 類	3 魚介類加工品	1,139	5,408	18	2	11.1	16	88.9	0	0.0
野 菜	4 野菜	1,285	6,168	16	0	0.0	16	100.0	0	0.0
5 農産物の漬物		0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果 物	6 果物	705	2,232	5	0	0.0	5	100.0	0	0.0
	7 果物の加工品	410	687	3	0	0.0	3	100.0	0	0.0
調 理 食 品	8 つくだに	85	238	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0
	9 その他の調理 食品	492	1,215	4	1	25.0	3	75.0	0	0.0
10 茶類		2,326	6,630	14	0	0.0	14	100.0	0	0.0
11 菓子類		613	1,176	10	1	10.0	9	90.0	0	0.0
12 穀類（豆類及び 粉類）の加工品		2,177	3,428	10	0	0.0	10	100.0	0	0.0
13 めん類		1,447	901	5	0	0.0	5	100.0	0	0.0
14 調味料類		510	513	4	0	0.0	4	100.0	0	0.0
15 その他の食品		1,489	3,797	16	0	0.0	16	100.0	0	0.0
合計		13,819	34,758	114	7	6.1	107	93.9	0	0.0

④ ホームページ等での情報発信

ホームページにおいて市民向けの計量に関する啓発内容を充実させ、また X（旧 Twitter）等の SNS を活用し、市民生活に直結する情報を発信しています。

(5) 適正計量管理事業所

計量法では、事業所による自主的な計量管理を推進する観点から、国家資格を持つ計量士による定期的な計量器の検査や従業員等への計量管理の指導、量目の検査など、適正な計量管理が行われている事業者について、国や都道府県知事が基準に基づいて認めた事業所を「適正計量管理事業所」として指定しています。

① 名簿 堺市内大阪府知事指定事業所（令和8年4月1日現在）

事業所名	所在地	事業所数
製造業		18
シャープ化学工業(株)	堺市西区築港浜寺西町 12-1	1
(株)シキボウ堺	堺市西区築港浜寺西町 11	1
堺アルミ(株)	堺市堺区海山町 6-224	1
日本製鉄(株)関西製鉄所（大阪地区(堺)）	堺市堺区築港八幡町 1	1
日鉄鋼板(株)パネル建材製造所(堺地区)	堺市堺区出島西町 2	1
セツ(株) 本社事業所	堺市西区築港新町 1-5-10	1
三菱商事ライフサイエンス(株)堺工場	堺市堺区神南辺町 5-152	1
日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所（阪神地区（堺））	堺市西区石津西町 5	1
日清オイリオグループ(株) 堺工場	堺市西区築港新町 3-37	1
前田製菓(株)	堺市堺区協和町 5-480	1
三菱マテリアル(株) 大阪製作所 堺地区	堺市西区築港新町 3-1-9	1
三菱マテリアル(株) 大阪製作所 三宝地区	堺市堺区三宝町 8-374	1
ライオン(株) 大阪工場	堺市西区築港新町 2-13	1
大阪衛生材料協同組合		1
(株)ニチエイ	堺市南区原山台 5-11-2	
印刷インキ工業会関西支部計量自治管理会		2
三星インキ(株)	堺市西区浜寺船尾町東 1-103	
東南インキ(株)	堺市西区浜寺船尾町東 4-32-2	
関西医薬品協会		2
ステラケミファ(株) 三宝工場	堺市堺区海山町 7-227	
森田化学工業(株) 堺事業所	堺市西区築港新町 3-27	
医療業		1
(独) 労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町 1179-3	1

グローバルロジスティクス支店シャープ事業所	堺市堺区匠町 1-16 GLPSJL 堺	
計量証明事業		28
大阪府計量証明協同組合	大阪市大正区泉尾 1-18-20	7
大阪府計量自治会	東大阪市長堂 2-17-6	21
小売業		91
大阪府主要食糧計量自治会	堺市堺区北瓦町 1-2-16	24
大阪府石油協同組合	大阪市北区南森町 1-4-19	67
計		266

(6) センター保有基準器及び検査設備等

① 基準器

定期検査をはじめ計量器の検査を行う時に基準として使用されるものが基準器です。

種 類	型式または能力	数量	備 考
特級基準分銅	5kg～10g	1 組	
一級基準分銅	10kg～1mg、2kg～1mg	各 1 組	
液体メーター用基準タンク	10L	1 個	

② 検査設備等

定期検査や立入検査を行う時に使用される分銅・はかり等が検査設備です。

種類	型式または能力	数量	備考
定盤		4 個	大 3 小 1
ひょう架付定盤		2 個	
実用基準分銅（枕型）	10kg	100 個	ステンレス
〃	5kg	3 個	ステンレス
実用基準分銅（枕型環付）	20kg	5 個	鋳鉄
〃	10kg	1 個	鋳鉄
〃	5kg	2 個	鋳鉄 1 ステンレス 1
〃	2kg	2 個	鋳鉄 1 ステンレス 1
〃	1kg	2 個	鋳鉄 1 ステンレス 1
実用基準分銅（天秤用）	5kg セット	1 組	
実用基準分銅（増おもり型）	5kg セット	3 組	
〃	10kg セット	2 組	
板状分銅	500mg～10mg	1 組	感量検査用
音叉式はかり	6,000g/1g(0.1g)	1 台	量目立入検査用
電磁式はかり	3,000g/0.1g	1 台	〃
音叉式はかり（質量比較器）	21kg/0.05g	1 台	
〃	6,100g/10mg(1mg)	1 台	
電磁式はかり（質量比較器）	220g/0.1mg	1 台	
水準器		2 個	

堺市立消費生活センター

堺市堺区北瓦町 2-4-16 堺富士ビル 6 階

電話 072-221-7908 FAX 072-221-2796

HP <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/shohi/index.html>



令和 8 年 7 月